

「乗ったら締めよう」 「締めて安心」 シートベルト

シートベルトは、あなたの大切な命を守ります！

「うっかり忘れてた?」「面倒くさい?」「近くだから?」

このような理由でシートベルトをしていない方が多いのですが、あなたが気を付けていても、相手からぶつけられる場合もあります。

また、運転距離にかかわらず事故の危険性があります。

平成17年の道内で自動車乗車中に事故で亡くなった173人のうちシートベルトを着用していない人は93人でした。

このうち約6割の59人の方は、シートベルトを着用していれば命をとりとめた可能性がありました。

後部座席もシートベルト着用!

後部座席は目の前に一見柔らかそうなシートがあり、フロントガラスのある前席よりも安全そうなイメージがあります。

しかし、車が衝突したときはどの席でも同じように衝撃がかかり事故によっては、後部座席の方が大きな被害になる場合があります。

後部座席のシートベルト着用率は、平成17年調査で一般道が8.1%、高速道路が9.8%と運転席の着用率(一般道92.4%、高速道路97.7%)に比べ極めて低く、後部座席同乗者の死亡も244名、車外放出による死者も51名にのぼっています。

また、後部座席に同乗者がいる場合の死亡事故395件のうち、運転席のみ死亡が147件、助手席のみ死亡が65件だったのに比べ、後部座席同乗者のみ死亡した件数は164件と一番多く、後席シートベルトを着用しないことが死亡事故につながるデータが示されています。

車に乗車する場合は、運転席や助手席だけでなく、後部座席でもシートベルトを着用しましょう。

飲酒運転は「しない」「させない」「ごとを徹底しましょう。」

飲酒運転による交通事故の状況

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。飲酒運転の罰則引き上げなどで、法施行後の平成14・15年は飲酒運転による交通事故件数が大幅に減少しましたが、16・17年は減少幅が小さくなっています。

平成17年中の飲酒運転による交通事故の死亡重傷率は、飲酒なしの場合に比べ8.4倍も高く、事故統計からも飲酒運転が死亡、重傷事故につながる危険性が高いことが示されています。

罰則の重い飲酒運転

道路交通法では、第65条第1項で「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と飲酒運転を全面的に禁止しています。

「酒酔い運転」は、飲酒量やアルコール保有量の多少にかかわらず、酒に酔った状態(アルコールの影響により、正常な運転ができないおそれがある状態)で運転する行為です。

「酒気帯び運転」とは、体内のアルコールの程度が、「呼気」1リットルにつき0.15ミリグラム以上ある状態で運転する行為です。

また、アルコールなどの影響により正常な運転が困難な状態で自動車の走行により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪の適用を受けます。

家族、知人など周りの人も十分な注意を

道路交通法第65条第2項では、すべての人を対象に「酒気帯び運転をするおそれのある者に対して酒類提供等の行為をすること」を禁止しています。

また、自分が飲酒運転をしなくても、運転手に飲酒運転をさせたり、飲酒運転を行うことが分かっている人に車両を貸したり、酒をすすめた場合は、処罰される場合もあります。飲酒運転は、死亡事故などの重大事故につながる危険な運転行為です。人の命を奪い、運転した人自身の将来も奪います。「酒を飲んだら車を運転しない」「酒を飲んだ人には運転させない」「運転する人には酒を出さない、すすめない」の3つを厳守しましょう。

飲酒運転は

「しない」「させない」